（対象債権者及び指定確認調査機関への報告）

第二十八条　確認事業者（当該確認事業者がその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させた場合であって、当該他の事業者が当該確認事業者に対する対象債権に係る債務を引き受けたときは、当該他の事業者）は、対象債権者及び指定確認調査機関に対し、六月に一回以上、様式第四により、早期事業再生計画の実施状況を報告しなければならない。

第三章　指定確認調査機関

第一節　総則

（心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二十九条　法第四十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（欠格事由）

第三十条　法第四十六条第一項第六号に規定する対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものは、役員又は職員の構成が少なくとも次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　対象債権者集会関連業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいないこと。

二　使用人であって、事業所の業務を統括する者及び副所長、所長代理その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、対象債権者集会関連業務に関し事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者が、法第四十六条第一項第四号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

三　暴力団員等をその対象債権者集会関連業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがないこと。

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

（指定申請書の添付書類）

第三十一条　法第四十六条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（次項第一号及び第二号において「指定申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（法第四十六条第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条第一号及び第五号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第四十六条第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第四十七条第二項第六号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号及び第三十七条第一項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　指定申請者の親法人（指定申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（指定申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この号において同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて法第四十七条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五　役員が法第四十六条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

七　確認調査員の候補者並びに対象債権者集会関連業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第三十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等でないことを当該役員等が誓約する書面

九　その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節　業務

（業務規程で定めるべき事項）

第三十二条　法第五十条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象債権者集会関連業務を行う時間及び休日に関する事項

二　営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が対象債権者集会関連業務を行う区域に関する事項

三　対象債権者集会関連業務の実施体制に関する事項

四　対象債権者集会関連業務を行う職員の監督体制に関する事項

五　対象債権者集会関連業務の苦情処理に関する事項

六　対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を保持するための措置に関する事項

七　対象債権者集会関連業務の実施に際して行う通知の方法に関する事項

八　その他対象債権者集会関連業務に関し必要な事項

（実質的支配者等）

第三十三条　法第五十条第二項第二号の指定確認調査機関の株式の所有、指定確認調査機関に対する融資その他の事由を通じて指定確認調査機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして経済産業省令で定める者は、次に掲げる者であって、事業上の関係に照らして指定確認調査機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一　特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定確認調査機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二　指定確認調査機関の役員又は役員であった者

三　指定確認調査機関の役員の三親等以内の親族

四　前二号に掲げる者を代表者とする者

五　指定確認調査機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

六　指定確認調査機関との間で指定確認調査機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者